

各位

会社名 NCD株式会社
代表者名 代表取締役社長 下條 治
(コード 4783 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 加藤 裕介
電 話 03-5437-1021
U R L <https://www.ncd.co.jp/>

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 41,400株
(3) 処分価額	1株につき2,337円
(4) 処分総額	96,751,800円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役 4名 28,600株
	当社の執行役員(注) 5名 12,800株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出します。

(注) 2026年6月25日に退任した1名を含みます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)及び執行役員(以下「取締役等」という)の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上による持続的成長と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2017年度より業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という)を導入しております。

本自己株式処分は、本制度に基づき、2024年3月期から2026年3月期分の株式報酬として2026年6月25日開催の取締役会決議により行われるものです。本自己株式処分の対象となる当社普通株式は、当該期間に対象取締役等であった当社取締役4名、当社執行役員5名(2026年6月25日に退任した1名を含む)に対して支給された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより交付されるものです。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

(1) 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画に対応する3事業年度からなる対象期間（以下「対象期間」という）の最終事業年度の会社業績目標達成度に応じて、各取締役等に対して当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭を、対象期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。

(2) 本制度の仕組み

本制度は、以下の手順によって実施されます。

- ①中期経営計画の最終事業年度の会社業績目標達成度に応じて、各取締役等の役位に基づき、次項に記載する算式に従い、各取締役等に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額を、取締役会において決定します。
- ②当社は、上記①で決定された各取締役等に交付する当社普通株式の数に応じて、各取締役等に対して、当社普通株式交付のための金銭報酬債権を支給し、各取締役等は当該金銭報酬債権の全部を出資財産として現物出資することにより、当社普通株式を取得します。なお、当社普通株式の払込金額は、対象期間終了後に開催される当該交付のための株式発行又は自己株式の処分に係る取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。
- ③上記②の当社普通株式の交付に伴い、各取締役等に納税負担が発生することから、納税資金確保のため、当社は、上記②の金銭報酬債権に加え上記①で決定された額の金銭を各取締役等に支給します。

(3) 本制度に基づき各取締役等に交付する当社普通株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下①の算式に基づき、各取締役等に交付する当社普通株式の数を算定し、以下②の算式に基づき、各取締役等に支給する納税資金確保のための金銭の額を算定いたします。

①各取締役等に交付する当社普通株式の数

$$= \text{基準交付株式数} (\ast 1) \times \text{業績連動支給率} (\ast 2) \times 60\%$$

②各取締役等に支給する金銭の額

$$= (\text{基準交付株式数} (\ast 1) \times \text{業績連動支給率} (\ast 2) - \text{上記①で算定した当社普通株式の数}) \times \text{交付時株価} (\ast 3)$$

(※1) 各取締役等の役位に基づく報酬基準に応じて定める金額／基準株価×3（事業年度分）
基準株価は、対象期間の初事業年度に開催される当社定時株主総会前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。なお、算出した交付株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式は切り捨てるものとします。

(※2) 業績連動支給率は、取締役等の会社業績目標に対応する水準を100%とし、目標達成度に応じて0%から150%の範囲で定めます。

(※3) 対象期間終了後における、本制度に基づく当社普通株式交付に関する株式発行又は自己株式の処分に係る取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(4) 本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合、各取締役等に対して当社普通株式を交付します。

- ①対象期間中に取締役等として在任したこと
- ②一定の非違行為がなかったこと
- ③その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき各取締役等に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,337円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、取締役等にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上